

平成27年12月22日

〒243-0018

神奈川県厚木市中町 4-4-10

アイディーコート本厚木シティゲート 201 号

葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所

熊野本宮大社 代理人

弁護士 葉山岳夫 様 弁護士 高橋暁子 様

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち

和ネット 代表 吉田 益夫

TEL 073-499-7231

電気通信事業者届出番号 E17-2588



回 答 書

貴殿から平成27年12月14日和歌山地裁での仮処分申立審尋の席で送信防止措置依頼のあった次の侵害情報の取扱いについて下記のとおり回答いたします。

掲載されている情報の場所(URL)、題名:

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2489>

熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2845>

熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2873>

汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い

「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=3071>

投稿番号: 14、20、23

記

1. (回答内容)

既にスレッド・投稿削除処置を取っています。

2. (回答の理由)

本件においては、当事者は、熊野本宮大社、熊野本宮大社宮司、和歌山放送ラジオのアナウンサー、熊野本宮大社神職、元巫女である。

1.熊野本宮大社は調査の結果、当該事実は事実無根としている。

(神職と元巫女の問題は元巫女が在職中の間は、熊野本宮大社も当事者である。)

2.当事者である宮司と和歌山放送ラジオのアナウンサーからの直接の依頼はないが、宮司と和歌山放送ラジオのアナウンサーとの問題は熊野本宮大社の調査で当該事実は事実無根としている。

当該事实在事実無根でなかったとしても、宮司と和歌山放送ラジオのアナウンサー間の個人的な問題で、プライバシー侵害に当たる。

3.当事者である神職と元巫女からの直接の依頼はないが、熊野本宮大社の調査で当該事実は事実無根としている。

当該事实在事実無根でなかったとしても、神職と元巫女との間の個人的な問題で、プライバシー侵害に当たる。

以上の3つの観点と宮司と和歌山放送ラジオのアナウンサーとの問題、神職と退職後の元巫女との問題は公益性、公共の利害を持たないという判断から、本依頼に従い、当該スレド、投稿を削除している。

なお、プライバシー侵害の観点と公益性、公共の利害を持たないという判断から、熊野本宮大社の調査結果である陳述書も削除を行っている。

以 上